2027年度　教員募集要項

駒場学園高等学校

１．教科・採用人数・職種・持ちコマ数

英語・3名・非常勤講師（教科指導のみ）・15～20単位（応相談）

国語・2名・非常勤講師（教科指導のみ）・12～20単位（応相談）

地歴公民・2名・非常勤講師（教科指導のみ）・15～20単位（応相談）

理科（物理）・1名・非常勤講師（教科指導のみ）・15単位程度（応相談）

※雇用期間は1年契約で年度ごとの更新。

※契約更新の可能性、特別講師（常勤講師）への登用の途あり。

２．採用予定日

2027年4月1日

３．応募資格

※当該教科の高等学校教諭免許状取得者、または取得見込者であること。

※2026年12月25日施行予定の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という）に定める特定性犯罪の前科がないこと。

４．待　遇

給与：非常勤講師　1コマ ￥ 3,100～　（交通費は別途支給）

５．提出書類

（ア）履歴書（3か月以内に撮影の写真を添付すること。「こども性暴力防止法」第2条第7項に定める特定性犯罪前科の有無を記載すること。）

（イ）大学学部及び大学院の成績証明書

（ウ）卒業（見込）証明書

（エ）教員免許状または取得見込証明書コピー

※応募書類は一切返却しませんのでご了承ください。

※応募された方の個人情報は、選考の目的以外には使用いたしません。
採用選考終了後は、当学園が責任を持って破棄いたします。

６．選考方法

1）1次選考　　書類選考

2）2次選考　　面接

3）3次選考　　模擬授業

※第2次、第3次選考を行う方には、電話連絡をいたします。

※本業務へ従事するに当たっては、「こども性暴力防止法」に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

７．応募締切

2026年12月5日（土）必着

※応募封筒に朱書きで「○○科教員採用書類」と明記のこと。

８．応募書類提出先（問い合わせ先）

〒 155-0032　　東京都世田谷区代沢1丁目23番8号

駒場学園高等学校　　採用担当：教頭　鴇田（ﾄｷﾀ）

TEL　03-3413-5561

以上

＜こども性暴力防止法　抜粋＞　　（2026 年 12 月 25 日施行予定）

第二条

7　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る 。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの